

☆小児慢性特定疾病児童

給付の対象となるのは、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方です。用具の種類や疾病の内容によって給付対象が異なりますので、詳しくは下表をご覧ください。

種 目	基 準 額	対 象 者	性 能 等	耐用年数
便器	4,900 円	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	8
特殊マット	21,560 円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5
特殊便器	166,320 円	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
特殊寝台	169,400 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8
歩行支援用具	66,000 円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8
入浴補助用具	99,000 円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
特殊尿器	73,700 円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
体位変換器	16,500 円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5
車椅子	77,440 円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5
頭部保護帽	13,380 円	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
電気式たん吸引器	62,040 円	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
クールベスト	22,000 円	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	—
紫外線カットクリーム	41,580 円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—
ネブライザー（吸入器）	39,600 円	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	173,250 円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5

種 目	基 準 額	対 象 者	性 能	耐用 年数
人工鼻	128,700 円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
ストマ用装具 (消化器系) (尿 路 系)	113,520 円 149,160 円	人工肛門又は人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	—
チューブ型包帯	170,500 円	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。	—

小児慢性特定疾病児童日常生活用具徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分			徴 収 基 準 月 額（円）	徴収基準加算 月 額（円）	
A階層	生活保護世帯			0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下		D 1	2,900	290
		3,001 ～ 5,800円	D 2	3,450	350	
		5,801 ～ 8,700円	D 3	3,800	380	
		8,701 ～ 13,000円	D 4	4,250	430	
		13,001 ～ 17,400円	D 5	4,700	470	
		17,401 ～ 22,400円	D 6	5,500	550	
		22,401 ～ 28,200円	D 7	6,250	630	
		28,201 ～ 58,400円	D 8	8,100	810	
		58,401 ～ 75,000円	D 9	9,350	940	
		75,001 ～ 96,600円	D10	11,550	1,160	
		96,601 ～ 121,800円	D11	13,750	1,380	
		121,801 ～ 175,500円	D12	17,850	1,790	
		175,501 ～ 221,100円	D13	22,000	2,200	
		221,101 ～ 380,800円	D14	26,150	2,620	
		380,801 ～ 549,000円	D15	40,350	4,040	
		549,001 ～ 579,000円	D16	42,500	4,250	
		579,001 ～ 700,900円	D17	51,450	5,150	
		700,901 ～ 849,000円	D18	61,250	6,130	
		849,001 ～ 1,041,000円	D19	71,900	7,190	
		1,041,001円以上	D20	全 額	左の徴収基準月額 の10%。ただし、 その額が8,560 円に満たない場合 は8,560円	